

[事案 27-86] 配当金支払請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、本契約は積立型であり、25 年後に 440 万円を受け取れると説明を受けたことなどを理由に、440 万円の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年に契約した定期保険特約付終身保険について、契約時、募集人から、本契約は積立型であり、25 年後に配当金を含めて 440 万円を受け取れるとの説明を受けて契約したので、440 万円を支払ってほしい。

上記支払いが認められない場合、本契約の無効および既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、定款・約款を契約内容として成立しており、個々の募集人には契約締結権限が与えられていないので、仮に、募集人が定款・約款と異なる内容を申立人に示したとしても、それにより契約内容が定まったり、変更されることはない。
- (2) 申立人は、配当金の変動する旨の注記が付されている設計書を受領しており、本契約に関する正しい情報を認識したと推認される。
- (3) 募集人には、申立人を誤認させようとする故意と、これにより意思表示させようとする故意が認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人が将来の配当金額について断定的な情報の提供を行ったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。なお、募集人は既に退職していて連絡が取れなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約が申立人の主張するような契約であったとは認められず、また説明資料であるパンフレットに不適切な記載はなく、募集人が虚偽の説明をしたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。